

鳥取県アートスタート活動支援事業補助金の事務手続きについて

1. 事業実施団体から市町村へ交付申請提出

申請書提出期限等は各市町村担当課にご確認ください。

※県への申請書の提出期限は、事業開始の20日前または1/31のいずれか早い日まで

2. 市町村から県へ申請 (事業開始20日前または1/31のいずれか早い日までに申請)

原則20日以内に交付決定します。

3. 県から市町村へ交付決定通知送付

4. 市町村から実施事業者へ交付決定通知 (事業実施)

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

事業者から連絡があった場合、市町村担当者は速やかに県へご報告ください。

5. 事業完了

※事業の完了とは：実施団体が事業に係る最終の支払いを完了した日

6. 事業実施団体から市町村へ実績報告

実績報告書提出期限等は各市町村担当課にご確認ください。

※県への実績報告期限は、事業完了後30日以内

7. 市町村から県へ実績報告書提出 (事業完了後30日以内)

実績報告の提出が遅延することが判明した場合は速やかに県へご連絡ください。
遅延理由書等願います場合があります。

8. 県から市町村へ額の確定通知発送

9. 市町村から事業実施団体へ額の確定通知発送

資料提出・問い合わせ先

地域社会振興部 文化政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7133

bunsei@pref.tottori.lg.jp